2026 年 10 月 16 日

お客様へ

株式会社山陰合同銀行

各種規定改定のお知らせ

ごうぎんは、ごうぎんアプリの機能追加に伴い、2026 年 11 月 16 日（月）より、「ごうぎんアプリ利用規定」・「ごうぎんインターネットバンキング利用規定」を改定いたします。

追加する機能、規定の改定内容は下記のとおりです。

なお、新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

下表では、改定する箇所のみ記載しております。

記

１．追加する機能

マイナンバーカード IC チップ読取による本人確認

２．ごうぎんアプリ利用規定

改定前	改定後（2026 年 11 月 16 日現在）
第 1 条～第 4 条　省略 **第 5 条【本人確認】** 本サービスのご利用における本人確認は、お客さまのスマートフォン等から当行に送信していただくパスワードを当行が照合するなど当行所定の方法により行います。	**第 1 条～第 4 条　省略** **第 5 条【本人確認】** 本サービスのご利用における本人確認は、お客さまのスマートフォン等から当行に送信していただくパスワードを当行が照合するなど当行所定の方法により行い、一致を確認した場合は、本サービスの利用および取引をお客さまの利用および取引とみなします。
（新設）	**第 6 条【ワンタイムパスワード】** 1. 本サービスの当行所定の取引に際し入力することとします。ワンタイムパスワードは一定の時間を経過すると変化する可変的なパスワードです。 （1）ワンタイムパスワードは当行所定の方法により、利用開始・利用停止・解除手続きを行ってください。ワンタイムパスワード利用開始も

	しくは再開までにワンタイムパスワードの入力を必要とする取引ができなかったことに起因してお客さまに損害・不利益が生じても、当行は責任を負いません。 （2）トークンの不具合等により、取扱いが遅延し、または不能となった場合でも、このために生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行は責任を負いません。 （3）トークンの紛失、盗難、故障等の事由でワンタイムパスワードが必要な取引が不能・遅延となった場合(これらの事由がトークンの発行前に生じた場合を含む)でも、このために生じた損害については、当行は責任を負いません。 （4）生体認証ログインにおいて、スマートフォン等内で管理される生体情報の偽造、変造、盗用もしくは不正利用等により生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行は責任を負いません。 2. ワンタイムパスワードの利用停止は、当行所定の方法により手続きを行ってください。ワンタイムパスワードの解約は、本サービスにログイン後、「ワンタイムパスワード利用解除」手続きにて行ないます。契約者自身の操作でワンタイムパスワードの解約ができない場合は、当行所定の手続きが必要となります。 3. ワンタイムパスワードは厳正に管理し、第三者に開示・譲渡・貸与できません。ワンタイムパスワードの管理において契約者の責めに帰すべき事由があった場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。 4. ワンタイムパスワードを利用開始する際は、以下の方法で本人確認を行います。 （1）電話番号認証機能 当行に届出の自宅電話番号または携帯電話番号を利用して本人確認を行い、当行所定の取引を行うことができる機能です。当行に届出の電話番号が転居前の電話番号であるなど届出電

	話番号から発信できない場合は、当行所定の取引を行うことができません。 （2）マイナンバーカード IC チップ読取による公的個人認証機能 マイナンバーカードの IC チップに搭載された電子証明書を利用して、オンラインで利用者本人の認証を行うことができる機能です。15 歳未満の場合や、署名用電子証明書が発行されていない場合はご利用できません。
第 6 条【パスワード等の管理】 **第 7 条【スマートフォン等の管理】** **第 8 条【スマート通帳】** **第 9 条【目的つみたて】** **第 10 条【家族口座照会】** **第 11 条【サービス内容の追加・変更・中止】** **第 12 条【サービスの終了】** **第 13 条【本サービスのご利用に際してのご注意】** 以上 預 742（2026 年 2 月 24 日現在）	**第 7 条【パスワード等の管理】** **第 8 条【スマートフォン等の管理】** **第 9 条【スマート通帳】** **第 10 条【目的つみたて】** **第 11 条【家族口座照会】** **第 12 条【サービス内容の追加・変更・中止】** **第 13 条【サービスの終了】** **第 14 条【本サービスのご利用に際してのご注意】** 以上 預 742（2026 年 11 月 16 日現在）

３．ごうぎんインターネットバンキング利用規定

改定前	改定後（2026 年 11 月 16 日現在）
第 1 条 省略	**第 1 条 省略**
第 2 条 本人確認および依頼内容の確認方法	**第 2 条 本人確認および依頼内容の確認方法**
1～4　省略	1～4　省略
（新設）	5.マイナンバーカード IC チップ読取による公的個人認証機能公的個人認証 マイナンバーカードの IC チップに搭載された電子証明書を利用して、オンラインで利用者本人の認証を行うことができる機能です。15 歳未満の場合や、署名用電子証明書が発行されていない場合はご利用できません。

5.サービス移行登録 **第 3 条～第 33 条　省略** 以 上 預 662（2024 年 10 月 7 日現在）	6.サービス移行登録 **第 3 条～第 33 条　省略** 以 上 預 662（2026 年 11 月 16 日現在）

以　上